



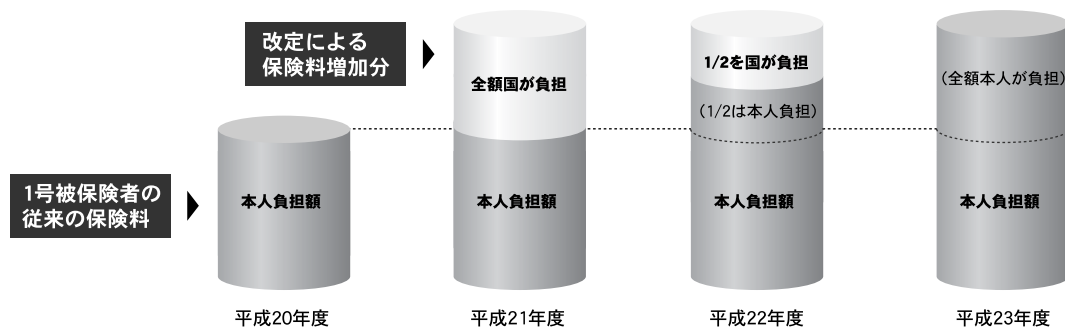
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に運営するために、羽幌町介護保険事業計画審議会からの答申により「介護保険事業計画」を定めておりますが、この計画は3年を1期として、保険料率等を見直すものとされていることから、この度、平成21年度から平成23年度までの事業計画を策定し、平成21年度から3力年の保険料率等を改定しました。また、介護保険事業計画と一体的な「高齢者保健福祉計画」についても併せて見直しました。

【介護保険料改定のポイント】

- 1 第1号被保険者の負担比率 19% → 20%
- 2 特老における重度の要介護者入所比率増加とする給付費の上昇
- 3 要介護者移行予防目的とする、要支援者対象事業拡大
- 4 介護従事者処遇改善目的とする、介護保険料3%加算
- 5 国の方針に基づく保険料納入区分弾力化とする、第4段階の2分割化
- 6 介護従事者処遇改善3%加算に対する、国の定額交付金充当

【保険料増加に伴う国の交付金充当イメージ】



【介護保険料の比較】

| 平成20年度まで | | | 対象者 | 平成21年度～23年度の賦課基準と年額 | | | | |
|----------|---------------|--------|--|---------------------|---------------|--------|--------|--------|
| 区分 | 賦課基準 | 年額 | | 区分 | 賦課基準 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| 基準額 | - | 43,620 | - | 基準額 | - | 43,800 | 44,400 | 45,000 |
| 第1段階 | 基準額 × 0.50 | 21,800 | ・生活保護 ・老齢福祉年金受給者 | 第1段階 | 基準額 × 0.50 | 21,900 | 22,200 | 22,500 |
| 第2段階 | 基準額 × 0.50 | 21,800 | ・市町村民税非課税世帯 (年金等収入額80万円未満) | 第2段階 | 基準額 × 0.50 | 21,900 | 22,200 | 22,500 |
| 第3段階 | 基準額 × 0.75 | 32,700 | ・市町村民税非課税世帯 (第2段階以外の者) | 第3段階 | 基準額 × 0.75 | 32,900 | 33,300 | 33,700 |
| 第4段階 | 基準額 × 1.00 | 43,600 | ・市町村民税本人非課税 ・公的年金等収入 + 合計 所得金額80万円以下 | (新段階) 特例 第4段階 | 基準額 × 0.83 | 36,400 | 36,900 | 37,300 |
| | | | ・市町村民税本人非課税 | 第4段階 | 基準額 × 1.00 | 43,800 | 44,400 | 45,000 |
| 第5段階 | 基準額 × 1.25 | 54,500 | ・合計所得200万円未満 | 第5段階 | 基準額 × 1.25 | 54,800 | 55,500 | 56,200 |
| 第6段階 | 基準額 × 1.50 | 65,400 | ・合計所得200万円以上 | 第6段階 | 基準額 × 1.50 | 65,800 | 66,700 | 67,500 |

基準額は条例に基づき端数処理しています。